

大和市委託業務検査評定採点基準

(目的)

第1条 この基準は、大和市委託業務検査評定要領第4条第2項に基づき、委託業務検査評定の採点に関し必要な事項を定める。

(評定の方法)

第2条 評定は、別表1に定める考察項目評定者内訳及び次に定める各号ごとの「委託業務検査採点の考察項目の考察項目運用表（以下「考察項目別運用表」という。）により行う。

(1) 測量及び地質調査は、考察項目別運用表（別表2-1、3-1）により行うものとする。

(2) 設計は、考察項目別運用表（別表2-2、3-2）により行うものとする。

(3) 工事監理は、考察項目別運用表（別表2-3、3-3）により行うものとする。

2 対象業務が「測量・地質調査」、「設計」、「工事監理」のうち複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、主たる業務で行う。

3 前項において、主たる業務が特定できない場合には、各業務ごとに評定を行い、それらの複数業務の比率に応じ評定点を算出する。

この取扱いについては、監督員と検査員で事前に調整を行う。

4 「設計」については、基本計画、詳細設計等に適用する。

(評定の算定方法)

第3条 評定点の算定は、次のとおりとする。

1 各業務の考察項目別運用表に基づき加減点を採点し、60点を基準点とした算定式により各段階ごとの評定を行う。

2 段階評定計の担当主幹等と監督員の配分比率は、次によるものとする。

担当主幹等 0.4

監督員 0.6

3 評定点の合計点は、次に定める各業務ごとに定めるそれぞれの持ち分を乗じて合計した点を当該業務の評定点とする。

(1) 測量・地質調査

担当主幹等、監督員 0.5

検査員 0.5

(2) 設計

担当主幹等、監督員 0.4

検査員 0.6

(3) 工事監理

担当主幹等、監督員 0.4

検査員 0.6

4 受注者に起因する事故が発生した場合には、別表1に定める減点基準により減点を行うものとする。

5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

(総合評価のランク)

第4条 委託業務成績評定の総合評価のランクは次のとおりとする。

ランク	評定点の標準値	総合評価の標準
A	80点以上	契約内容及び指示事項どおりに完成し、成果品の出来栄えが極めて優秀なもの
B	70点以上80点未満	契約内容及び指示事項どおりに完成し、成果品の出来栄えが良好なもの
C	60点以上70点未満	契約内容及び指示事項どおりに完成し、成果品の出来栄えが標準的なもの
D	50点以上60点未満	契約内容及び指示事項は概ね完成しているが、手直しが一部あるもの
E	50点未満	契約内容及び指示事項は概ね完成しておらず、成果品の出来栄えも劣り手直しが著しく多いもの

附 則

この基準は、平成19年4月2日から適用する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

別表1 受注者に起因する事故が発生した場合の減点基準

事故の区分	業務関係者に重傷者が発生した等の事故	業務関係者に死亡者が発生した等の重大事故等	公衆に負傷者もしくは死亡者が発生した等の重大事故
考 察 点	－5点	－10点	－15点